14 生活衛生対策

[現況及び施策の方向]

1 水道整備対策

本県における水道普及率は、令和5年度末95.4%で、全国平均の98.2%に比べ2.8 ポイント下回っている

このため、水道事業者及び水道用水供給事業者(以下、「事業者」とする。)が水道未普及地域解消の ために行う水道施設整備については、国庫補助及び交付金制度の活用により促進を図る。

また、水の安全・安心や安定給水を確保するため、地震や渇水など災害に強い水道施設整備の促進を 図るとともに、水道施設等の立入検査を実施し、適正な施設管理、水質管理等について指導を行う。

第1表 水道普及率の推移

(単位 %)

区	分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
普及率	県	94. 8	94. 9	95. 1	95. 2	95. 4
普及率	全 国	98. 1	98. 1	98.2	98.3	98. 2

2 生活衛生対策

県民の日常生活に密接な関係がある生活衛生関係施設の衛生環境を確保するため、監視指導を実施するとともに、公益財団法人広島県生活衛生営業指導センターを通じて生活衛生関係営業者の経営の健全化を促進し、併せて、消費者の利益の擁護に努める。

公衆浴場は住民の保健衛生上欠くことのできない施設であるため、設備改善資金などの助成を行うことにより、経営の安定化と公衆浴場の確保に努める。

3 動物愛護対策

動物愛護思想の普及啓発、動物による人身等への危害防止、野犬の保護、動物取扱業の監視指導及び危険な動物(特定動物)の飼養施設の監視指導等を行い、住み良い生活環境づくりを図る。

[事業の内容]

1 水道整備対策(予算額 6,761千円)

(1) 水道事業の認可等

県内の水道事業(給水人口5万人以下に限る。)の創設認可、変更認可及び廃止許可を行う。

また、事業内容の軽微な変更、事業全ての譲り受けに伴う事前届出及び事業の譲り渡しに伴う事業 廃止届の受理を行う。

第2表 水道事業の認可等の状況(令和7年3月31日現在)

(単位 件)

		上	水	道			簡	易水	道	
区 分	区 分 創設		更	廃	止	Ail≒⊓	変	更	廃	止
			届出	許可	届出	創設	認可	届出	許可	届出
令和6年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
令和4年度	10	0	0	10	0	1	0	0	3	0

(2) 水道施設管理指導(予算額 5,354千円)

ア 水道施設維持管理指導

水道施設等の適正な維持管理を行い、安全な水の安定供給を確保するため、立入検査等を計画的 に実施し、衛生対策や危機管理対策の強化を図る。

(ア) 水道施設の適正管理指導

水道水の安全性と安定的な供給の確保を図るため、水道施設(専用水道を含む。)に対する立 入検査を実施し、適正な施設の維持管理及び水道法の遵守について指導する。

(イ) 簡易専用水道の適正管理指導

適正な維持管理を確保するため、簡易専用水道に対する立入検査及び定期検査の受検指導を 実施する。

(ウ) 飲用井戸等の衛生対策指導

水道法の規制対象とならない飲用に供する井戸及び小規模水道施設の衛生確保を図るため、 市町と協力して啓発・指導を実施する。

イ 水道水質管理指導

水道水質基準の確保等を図るため、広島県水道水質管理計画(平成16年2月改定)に基づく水質の監視、県と水道事業者との化学物質情報共有体制の整備など、円滑な水質管理を指導する。

(3) 水道施設整備指導等(予算額 1,407 千円)

ア 水道整備計画調査指導等

水道普及の促進を図るため、水道整備計画等に係る事業者への助言・指導を行う。

(ア) 水道整備基本構想及び広域的水道整備計画調査指導等

事業者等に対し、水道を整備するための基本計画、施設形態、建設財源等について技術的な助言・指導を行う。

(イ) 水道普及促進指導等

衛生的な飲用水の確保が必要な地域において、水道施設の整備を推進しようとする事業者に対し、水道法上の手続きや国庫補助及び交付金制度の活用等について助言・指導を行う。

イ 水道施設整備事業指導監督

事業者等が実施する国庫補助及び交付金対象施設整備事業の円滑・適切な執行を図るため、指導 監督を行う。

(ア) 簡易水道等施設整備事業

事業者が簡易水道等施設の新設、拡張等を行う事業(昭和27年度創設)

対象:1事業体(2事業)

第3表 簡易水道等施設整備事業実施状況(令和7年3月31日現在)

(単位 件、千円)

区分	簡	可易水道等施設整備事 第	業
区分	対象事業数	補助対象事業費	補助金額
令和7年度	2	81, 450	29, 533
令和6年度	4	92, 605	34, 276
令和5年度	4	59, 295	23, 105

[負担割合 国 1/3~4/10、事業者 6/10~2/3]

(イ) 水道水源開発等施設整備事業

a 水道水源開発施設整備事業(昭和42年度創設)

ダム等水道水源開発のための施設及び関連施設の整備事業 対象:なし

- b 高度浄水施設等整備事業(平成3年度創設、平成7年度改正) 対象:なし
- c 水道施設機能維持整備事業 (平成 30 年度創設)
- (a) 浸水対策事業 対象 なし
- (b) 土砂対策事業 対象 なし
- (c)停電対策事業 対象 1事業体(1事業)

第4表 水道水源開発等施設整備事業(令和7年3月31日現在)

(単位 件、千円)

			V 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
区分	水道水源開発等施設整備事業							
区 分	対象事業数	補助対象事業費	補助金額					
令和7年度	1	652, 300	163, 075					
令和6年度	2	163, 070	40, 767					
令和5年度	4	260, 254	65, 063					

[負担割合 国 1/4~1/3、事業者 2/3~3/4]

(ウ) 上下水道一体効率化・基盤強化推進事業

a 上下水道施設再編推進事業 対象:なし b 上下水道施設耐震化事業 対象:なし c 官民連携等基盤強化推進事業 対象:なし

d 上下水道 DX 推進事業 対象:1事業体(1事業)

e 業務計測計画策定事業 対象:なし f 汚泥資源肥料利用推進事業 対象:なし

第5表 上下水道一体効率化·基盤強化推進事業(令和7年3月31日現在)

(単位 件、千円)

ロ 八	水流	水道水源開発等施設整備事業						
区 分	対象事業数	補助対象事業費	補助金額					
令和7年度	1	63, 150	21, 050					

[負担割合 国 1/3~10/10、事業者 2/3~0]

(エ) 防災・安全交付金(令和6年度創設)

a 水道未普及地域解消事業 対象:なし b 簡易水道再編推進事業 対象:なし

c 生活基盤近代化事業 対象:1事業体(1事業)

d 高度浄水施設等整備費事業 対象:なし

e 水道総合地震対策事業 対象:4事業体(9事業)

f 緊急時給水拠点確保等事業 対象:なし

g 水道アセットマネジメント等推進事業 対象:3事業体(3事業) h 水道事業運営基盤強化推進事業 対象:1事業体(3事業)

i 水道水源自動監視施設等整備事業 対象:なし j 効果促進事業 対象:なし

第6表 防災・安全交付金(令和7年3月31日現在)

(単位 件、千円)

			(1 == 11 (114)
E /		防災・安全交付金	
区 分	対象事業数	補助対象事業費	補助金額
令和7年度	16	4, 662, 826	1, 518, 817
令和6年度	3	5, 316, 228	1, 772, 096

[負担割合 国 1/4~1/3、事業者 2/3~3/4]

2 生活衛生対策 (予算額 42,484 千円)

(1) 生活衛生関係施設の監視指導(予算額 11,328千円)

理容所、美容所、興行場、旅館、届出住宅、公衆浴場、クリーニング所、特定建築物及び墓地等の 監視指導を計画的に実施し、衛生水準の向上を図る。

なかでも、レジオネラ症の発生を防止するため、公衆浴場、旅館業の入浴施設について、重点的に 指導することとする。(昭和22年度創設)

第7表 生活衛生関係施設監視指導状況(令和7年3月31日現在)

(単位 か所、件)

年度	ļ	区 分	分	理	容	所	美	容	所	興	行	場	旅	館	公衆浴場	クリーニ ン グ 所	特 定 建 築 物	墓地その他
DC	施	設	数		13	37		3	10			1		41	16	55	41	4, 381
R6	監視	指導列	正件数			11		4	47			1		26	14	17	2	10
R5	施	設	数		13	38		30	02			1		38	16	57	40	4, 340
GA	監視	指導列	正件数			11		;	30			1		26	14	0	2	9
D4	施	設	数		13	38		29	94			1		36	15	57	38	4, 348
R4	監視	指導列	正件数			2			15			0		32	16	16	7	8

⁽注) 1 大竹市、府中町、海田町、熊野町、坂町及び安芸太田町が対象。ただし、墓地その他には、大竹市を含まない。 (注) 2 その他とは、火葬場及び納骨堂をいう。

(2) 生活衛生関係営業の育成指導(予算額 25,350千円)

生活衛生関係営業の経営の健全化、振興等を通じて、その衛生水準の向上を図るとともに、消費者 等の利益を擁護するため、(公財) 広島県生活衛生営業指導センターが行う事業に対し助成する。(昭 和56年度創設)

○ 生活衛生営業指導センター補助金

(公財) 広島県生活衛生営業指導センターが生活衛生営業相談室を設置し、経営指導員、経営 特別相談員による経営、融資、衛生面等の相談指導を行うとともに、講習会の開催、消費者か らの苦情処理、広報紙の発行による情報提供等を行う事業に助成する。

第8表 生活衛生営業指導センターへの補助金交付状況(令和7年3月31日現在)

(単位 千円)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (予定)
生活衛生営業指導センター 補助金	24, 222	24, 654	25, 190

[負担割合 県 1/2、国 1/2] (ただし、補助額のうち 900 千円については、単県補助分である。)

(3) 住宅宿泊事業対策費(予算額 282 千円)

住居を使用した宿泊営業をしようとする者に対し、住宅宿泊事業法に基づく届出と衛生管理、危機 管理に係る指導を行い、施設の衛生確保と業に関係するトラブルの防止に努める。(平成29年度創 設)

第9表 住宅宿泊事業法に基づく届出施設数(令和7年3月31日現在)

(単位 件)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度末時点の届出施設数	113	137	170

(注) 広島市を除く。

(4) 公衆浴場確保対策事業 (予算額 5,288 千円)

公衆浴場の確保を図るため、設備改善補助、施設整備資金利子補給費補助等の措置を講じ、経営の 安定化、衛生水準の維持向上に努める。(昭和 48 年度創設)

第10表 一般公衆浴場利用者及び入浴料金状況(令和7年3月31日現在)

(単位 施設、人、円)

		平均入浴		入 浴 料	金 (円)	
区 分	施設数	人員	大 人	中 人	小 人	施行日
令和6年度	42	126. 3	480	200	100	R4. 11. 1
令和5年度	42	133.8	480	200	100	R4. 11. 1
令和4年度	42	110. 9	480	200	100	R4. 11. 1

- (注) 1 広島市、呉市、福山市を含む。
- (注) 2 施設数は年度末数を示す。
- (注) 3 入浴人員は、1 施設1日当たりの平均人員(前年度実績)

第11表 一般公衆浴場施設整備資金利子補給費補助金交付状況(令和7年3月31日現在)

(単位 件、円)

区 分	件 数	補助金額
令和7年度(予定)	5	450, 750
令和6年度	4	342, 264
令和5年度	3	248, 831

(注) 広島市、呉市、福山市を含む。

第12表 一般公衆浴場設備改善補助金交付状況(令和7年3月31日現在)

(単位 件、円)

区分	件数	補助金額	摘 要
令和7年度 (予定)	13	4, 093, 000	給湯用ボイラー2件 ろ過器3件 温水器1件 配管設備3件 浴室タイル2件 空調設備1件 バーナー1件
令和6年度	10	3, 261, 241	給湯用ボイラー3件 配管設備4件 浴室タイル1件 空調設備2件
令和5年度	8	1, 680, 000	ろ過器2件 温水器1件 配管設備1件 空調設備3件 熱交換器1件

(注) 広島市、呉市、福山市を含む。

[各設備補助限度額内において 市補助金の1/2]

(5) クリーニング師の試験及び免許(予算額 236 千円)

クリーニング師の免許取得に係る試験を実施するとともに、合格者に免許を与える。(昭和 26 年度 創設)

第13表 クリーニング師試験結果及び年度別新規免許交付者数

(単位 人、%)

				() -
区 分	受 験 者	合格 者	合格率	免許交付者
令和6年度	29	9	31. 0	9
令和5年度	24	12	50.0	12
令和4年度	22	14	63. 6	13

3 動物愛護対策 (予算額 282,178 千円)

令和3年9月に改定した「広島県動物愛護管理推進計画」に基づき、人と動物との調和のとれた共生 社会の実現に努める。

(1) 動物保護管理事業

野犬の保護等

野犬の保護業務により、犬による危害防止に努めるとともに、負傷疾病犬等の収容措置を実施する。

第14表 負傷疾病犬等収容措置の状況 (令和7年3月31日現在)

(単位 頭)

			(1 1 .70
区 分	犬	猫	計
令和6年度	3	49	52
令和5年度	8	58	66
令和4年度	56	147	203

⁽注) 広島市、呉市、福山市を除く。

(2) 動物愛護事業

ア 犬・猫の引取等

動物愛護センター(昭和55年度創設)において、犬・猫の引取りを実施し、動物の適正な取扱いの徹底を期する。また、動物愛護思想の普及啓発を図るため、動物愛護教室を拡充強化する。

第 15 表 犬・猫引取等実施状況 (令和 7 年 3 月 31 日現在)

(単位 頭)

E /		_	4t: 45	センター	動物保護	物保護		=zhr Juhr	7 11/11/2/
区 分	区分定点		持参	保護	引取	合 計	返還	譲渡	その他※
	犬		128	76	336	540	22	516	15
令和6年度	猫		294		113	407	4	380	14
	計		422	76	449	947	26	896	29
	犬		161	89	371	621	31	588	59
令和5年度	猫		303		66	369	1	334	36
	計		464	89	437	990	32	922	95
	犬		308	178	503	989	37	863	73
令和4年度	猫		220		64	284	1	252	12
	計		528	178	567	1, 273	38	1, 115	85

⁽注) 広島市、呉市、福山市を除く。なお、定時定点引取りについては、平成27年3月31日で廃止した。

イ 特定動物の飼養許可指導

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)に基づき、特定動物の飼養を許可するとともに、適切な飼養を指導する。(平成 18 年度創設)

第16表 特定動物飼養状況(令和7年3月31日現在)

(単位 件、頭)

区分	おながざる科	かみつきがめ科	にしきへび科	どくとかげ科	計
許可件数	2	7	1	1	11
飼養頭数	1	6	1	2	10

⁽注) 広島市、呉市、福山市を除く。

ウ 動物取扱業の登録指導

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)に基づき、動物取扱業者に対し、動物の適正な取扱いを指導する。(平成 12 年度創設)

第17表 第一種動物取扱業登録施設数 (令和7年3月31日現在)

(単位 件、施設)

区 分	販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受飼養	実施設数
令和6年度	188	239	7	39	44	2	395
令和5年度	178	234	9	39	48	2	381
令和4年度	173	227	8	38	44	1	375

⁽注) 広島市、呉市、福山市を除く。

⁽注) ※譲渡することが適切でない (治癒見込がない病気や、攻撃性がある等) ため安楽死した犬猫、収容中に自然死した犬猫等の計

第18表 第二種動物取扱業登録施設数 (令和7年3月31日現在)

(単位 件、施設)

区 分	譲渡	保管	貸出し	訓練	展示	実施設数
令和6年度	24	11	1	1	4	27
令和5年度	22	8	1	0	2	26
令和4年度	20	6	1	0	1	21

⁽注) 広島市、呉市、福山市を除く。

「いのちを守る!」動物愛護強化推進事業

ア 動物愛護センター整備事業

犬猫の収容頭数削減対策及び返還譲渡促進対策の実施に必要な施設機能を強化するため、P F I 手法により令和5年8月に移転・開庁した動物愛護センターについて、PF I 事業者によ る維持管理及び一部運営業務(譲渡)等の適切な遂行を確認する。

イ 野良犬・野良猫等対策事業

動物愛護センターに収容される犬猫の削減対策を強化する。定時定点引取を廃止して全ての引取 り依頼に動物愛護センターが相談・対応できる体制を確保する(平成27年度創設)とともに、野 良犬・野良猫対策に取り組む市町に対する助成(平成27年度創設)及び地域猫活動の不妊支援制 度(平成28年度創設)により、地域・自治会単位で行う野良犬・野良猫対策を促進する。

また、返還促進対策のため、個人に譲渡する全ての犬猫に対しマイクロチップ装着(平成30年 度開始)を行う。

第 19 表 野良犬・野良猫対策市町補助金交付状況(令和 7 年 3 月 31 日現在)

(単位 件、千円)

			補助対象事業				
区分	利用市町数	補助金額	野良対策 普及啓発	野良猫不妊去 勢手術	地域猫 活動補助	その他※	
令和6年度	13	2, 930	1	7	3	5	

(注) 広島市、呉市、福山市を除く。予算額 5,400 千円 (1 市町 300 千円) ※ 令和 6 年度に要綱改正し、事業内容を一部変更した。

- ※ その他:動物愛護推進員の活用事業、野良犬対策事業、捕獲機の購入等

				補助対	象事業	
区分	利用市町数	補助金額	野良対策 普及啓発	野良猫対策 協議会	猫忌避対策 道具貸出	その他※
令和5年度	15	2, 263	3	1	2	12
令和4年度	14	2, 046	1	1	1	14

※ その他:保護機(大型サークル)購入、犬猫譲渡会の開催、地域猫活動補助等

第20表 地域猫活動実施状況(令和7年3月31日現在)

(単位 件、頭)

		(十四 11、級/
区 分	承認箇所数	手術頭数
令和6年度	89	918
令和5年度	52	595
令和4年度	47	904

(注) 広島市、呉市、福山市を除く。

第 21 表 マイクロチップ装着の状況(令和 7 年 3 月 31 日現在)

(単位 頭)

			V 1 V V
区 分	犬	猫	計
令和6年度	147	138	285
令和5年度	171	75	246
令和4年度	181	56	237

(注) 広島市、呉市、福山市を除く。